

日中韓の審判における新型コロナウイルス感染症対策

	日本	中国	韓国
口頭審理のコロナ対策			
オンライン口頭審理の開催	- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じた上で、口頭審理を物理開催 - 新型コロナウイルス感染症の影響により当事者が口頭審理に出頭できない理由がある場合には、両当事者の同意を条件に口頭審理に代えたオンライン口頭審尋を実施 - 当事者がオンラインで口頭審理に出頭できるようにするための法改正作業中	新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階では、物理口頭審理を完全に停止し、全ての口頭審理をオンラインで実施。その後の段階では、物理口頭審理を併用しながら、主にオンライン口頭審理を実施。	- IPTABは、拡大した新型コロナウイルスに対する政府の指針に従って、口頭審理のスケジュール調整（遅延、中止等）を実施している。口頭審理の実施が避けられない場合、ビデオ形式（ビデオ口頭審理）による実施を推奨。 - 対面の口頭審理は、当事者から要請がある場合又は両当事者の同意がある場合を含め、審判合議体が絶対に必要と判断する場合に限り実施。
オンライン証拠調べ（証人、書証等）の実施	当事者がオンラインで証拠調べに出頭できるようにするための法改正作業中	証人の証言は、オンラインでの審理を併用するが、書面で提出しなければならない。当事者は、書面を郵送することができ、合議体は、同意を得て、他方当事者に代わりその真正性を確認する。	- ビデオ口頭審理においても、全ての参加者は、IPTABのビデオ審判廷に出頭しなければならない。その点において、ビデオ口頭審理における証拠調べは、対面の口頭審理の場合と同様に実施される。 - ただし、証拠が口頭審理の期日に提出された場合、詳細に検証するために書画カメラが使用されることがある。審判合議体が求める場合、他方当事者に送付する証拠の写しを提出しなければならない。
オンライン傍聴の実施	オンライン傍聴の実施の可否について検討中	合議体の承認及び遠隔審判システムへのログインアカウントを入手後、オンライン口頭審理をオンライン傍聴することができる。	オンライン傍聴はできない。傍聴のためにはテジョン又はソウルの審判廷に出向く必要がある。
物理口頭審理の開催場所の限定	3か所の審判廷（ ）のうち、換気と身体的距離の確保のしやすさを勘案し、当面は原則、IT審判廷と第1審判廷に限定（ 特許庁本庁舎（IT審判廷）、経済産業省別館（第1審判廷、第2審判廷） - 巡回審判は、相手側に配慮し、感染予防策を講ずれば実施可能	専利復審委員会の審判廷又は全国11の巡回審判廷で実施。	対面の口頭審理は、テジョンの6つの審判廷のいずれかで実施。
感染症防止対策備品（サーキュレーター、体温計、消毒液、フェイスシールド等）	- サーキュレーター、体温計、消毒液、フェイスシールド - 開廷中は、扉を開放（非公開の場合を除く）し、サーキュレーターを利用して換気 - 開廷前、閉廷後に、扉、机、椅子、マイク等の清拭作業を実施 - 審判廷入口に手指消毒液を設置	マスク、体温計、定期的な消毒、健康コードの確認。	- マスク、非接触型体温計、消毒液、（使い捨て）マイクカバー、衛生手袋、アクリル板、定期的な消毒。 - テジョンの審判廷への入廷時に、全ての参加者は、赤外線熱画像システムを通過する必要がある。
出頭者の人数制限	3人以下となるよう要請 - やむを得ず4人以上の出頭者となる場合であっても、当事者席は最大3名 - 証人及び傍聴人としての当事者の関係者等は必要最低限となるよう要請	口頭審理がオンラインか否かにかかわらず、4人まで。	原則として制限はないが、政府のソーシャルディスタンスレベルが2020年11月にレベル2に引き上げられたことを受け、各当事者につき2人に制限することを推奨。
傍聴者の人数制限	間隔を空けて使用可能な座席を設定	- オンライン口頭審理については、特に制限はない。 - 物理口頭審理については、これまでのところ少人数の傍聴を認めている。	- 政府のソーシャルディスタンスの指針に従い、審判廷の収容能力に基づき、限られた人数のみが傍聴を認められる。 2020年11月時点において、傍聴の制限が推奨されている。

日中韓の審判における新型コロナウイルス感染症対策

	日本	中国	韓国
口頭審理のコロナ対策			
参加者への要請（マスク着用、マイク利用等）	- マスク着用（合議体、審判書記官、出頭者、証人、傍聴人） - 合議体、審判書記官は、手洗いを徹底し、証拠原本等の取り扱いの際は、手袋を着用 - 必要に応じフェイスシールド着用 - マイクを利用して発言	- オンライン口頭審理については、特に制限はない。 - 物理口頭審理については、以下のとおり。 - 事前申請 - 健康コード、口頭審理通知書、マスク - 口頭審理中のマスク着用は必須	- 全ての参加者は、審理中マスクを着用し、手指を消毒、検温を実施する。 - 使い捨て抗菌マイクカバーを使用。証拠を取り扱う際は、使い捨て手袋を使用。
参加者の体調確認	- 入廷前に質問票への回答を要請 - 非接触型体温計による検温の実施 - 質問票及び検温の結果により入廷の可否を判断	健康コードを確認し、全ての出席者が低感染リスク地域から来ていることを確認。	非接触型体温計で体温を確認。
口頭審理におけるその他の対策	- 在宅でも連絡可能なように、当事者の同意を得た上で、口頭審理に係る連絡調整にファクシミリに代えて電子メールを活用 - 審理事項通知書の事前送付 - 期日の調整 - 口頭審理陳述要領書写しの事前送付 - 期日請書 - 口頭審理出頭者確認 - 調書写しの送付 - その他の連絡	オンライン口頭審理に利用できる設備と審判廷の増加。（10の遠隔審判廷を追加）	2020年12月、ソウル庁舎に審判廷1室と技術説明会室を2室（主にオンライン技術説明会用であるが、必要であれば、一方の当事者がソウル庁舎に出頭してビデオ口頭審理に利用することができる）を設置。
コロナにより影響を受けた手続の救済措置			
応答期間延長	- 指定期間の延長の申出が可能 「請求する延長期間」及び「当該期間延長を必要とする具体的な理由」を記載した上申書等の書面の提出。FAXや電子メールによる提出も可能。 - 職権により指定期間を延長（手数料の納付は不要） - 延長は、最大1月を限度とする（必要な場合、再度の延長の申出が可能）	期間延長の特例はない。	- 新型コロナ感染症を理由とした指定期間の延長、口頭審理の期日の変更、手続の中止、についての当事者の申請は、可能な限り認められる。 - 原則として、指定期間の延長は、優先審判及び迅速審判については、1回のみ可能。ただし、延長申請が新型コロナ感染症を理由とする場合は、可能な限り認められる。
応答期間徒過の救済措置	- 指定期間徒過の救済の申出可能 - 法定期間徒過の救済の申出可能 「その責めに帰することができない理由」による期間徒過の救済が定められている審判手続 - 所定期間経過後6月以内、手続が可能となってから14日以内（在外者の場合は、2月以内）に手続することで救済が認められる - 期間内に手続をすることができなかった手続に係る書面又は上申書で手続ができなかった事情を説明	感染症を理由として、当事者が特許法および施行規則で規定する期間、またはCNIPAが指定する期間に遅れたことで権利を喪失する場合には、当事者は、その障害がなくなった日から2月以内であり、期限の日から最長2年以内に権利回復を申請することができる。権利回復の申請には、手数料は不要であるが、該当する裏付け資料を添付して理由を記載した権利回復の申請書を提出し、権利消滅の前に該当する手続を終えるようにする。	- 新型コロナ感染症を理由として、 - 審判請求書の補正のための指定期間を徒過したことにより審理が無効となった場合、及び/又は2）拒絶査定不服審判の請求期間を徒過した場合、そのような遅延は、本人に帰されない原因に影響を受けたもの（「その責めに帰することができない理由」）と見なされ、救済措置を受ける資格がある。 - 救済は、その原因がなくなった日から2月以内、かつ手続の無効の補正期間又は拒絶査定不服審判の請求期間の満了から1年以内に申請されなければならない。
提出書類の免除	法定期間の徒過の救済のための証拠書類（新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことの証拠書類）の提出の免除	関連する免除なし。	法定期間を徒過した場合の救済のための証拠書類に関する免除なし。

日中韓の審判における新型コロナウイルス感染症対策

	日本	中国	韓国
審判部の審理におけるコロナ対策			
手続の停止（中止等）	- 緊急事態宣言下において、以下に該当する事件を一時中止 - 人証・検証・鑑定の出がある事件 - 直接の目視による書証の原本確認を要する事件	なし	- 当事者が、新型コロナ感染症を理由として、審判の停止を要請する場合、そのような要請は、可能な限り認められる。 - いずれか一方の当事者として在外者を含む当事者系事件については、国際郵便が停止されている場合、職権で審判手続が停止される。
書面審理の採用	- 書面審理への切替え - 緊急事態宣言下（2020年4月7日～5月25日）原則書面審理に切替え - その間、必要な場合は、オンライン面接又はオンライン口頭審尋を実施	事件の事実が単純であり、「審査指南」の関連規定に適合する場合、書面審理を採用。	- 審判長は、口頭審理又は書面審理のいずれを選択することもできる。 - 当事者から口頭審理の要請がある場合でも、書面の審理のみに基づいて審決できると審判長が判断する場合は、口頭審理を実施せず、書面審理のみで審判手続が実施されることがある。 - 書類審理とすることを決定した場合、電話又はオンラインによる面接及び/又は説明会の活用が推奨される。
オンライン面接の活用	- オンライン会議システムを利用したオンライン面接を実施 - 応対資料の電子メールでの提出 - 当事者の同意があれば、面接記録の自署を省略	- 当事者とのオンライン会議なし。 - 合議体内のオンライン合議は実施。	- オンライン面接又はオンライン技術説明回は、オンラインビデオ会議システム（全ての政府機関で利用することができる韓国政府が開発したOn-naraビデオ会議システム）を利用して実施することができる。 - オンライン面接又はオンライン技術説明会を実施する際、当事者の同意があれば、面接／説明会の報告書への当事者の署名を省略することができる。
審判部職員の在宅勤務（審判官、事務官）	- 審判部職員の一定割合での在宅勤務を実施（審判官、事務官） - 在宅勤務用の各種ツールの提供	感染症の予防及び抑制についての実際の要件に従い、合議体の全ての構成員はリモートワークが可能。現在、在宅勤務の職員もいる。	「ソーシャルディスタンス」のレベルに関する政府の指針に従い、在宅勤務について以下の方針が適用される。 レベル1：約1／5の職員の在宅勤務が可能 レベル1．5 & 2：約1／3の職員の在宅勤務が可能 レベル2．5：少なくとも1／3の職員の在宅勤務を推奨 レベル3：職務に不可欠と考えられる職員を除き、全職員の在宅勤務が必要 - 新型コロナ感染症にかかわらず、審判官、審判調査員及び書記官は、IPTAB院長の許可を得て、いつでも在宅勤務をすることができる。
審理におけるその他のコロナ対策	面接室、会議室にアクリル板を設置	巡回審判を検討し承認	面接室、会議室にアクリル板を設置